



毎月10日発行



沖縄県うるま市与那城宮城

- 1 セーフティドライブ・チャレンジ 2023の結果
- 3 「2024年度 安全運転講習会及び法改正等説明会」の開催について(ご案内)
- 5 テールゲートリフター特別教育に係る「インストラクター養成講座」の実施について
- 7 新たな標準的な運賃が告示されました(※重要)～運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を新たに加算～
- 14 標準貨物自動車運送約款等が改正されました(※重要)

- 15 陸運と安全衛生
- 17 「トラック運送業界の美化・環境月間」の実施と取り組みのお願い
- 18 軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)
協会日誌(行事予定)
会員だより
沖縄県貨物自動車適正化事業評議委員会を開催しました

裏表紙 ゴミは持ち帰ろう!キャンペーン

セーフティードライブ・チャレンジ 2023の結果

<総評>

今年は参加者2,776人（昨年2,636人）、事業者数108事業者（昨年116事業者）、参加チーム数501チーム（昨年478チーム）と参加事業者数は減少しましたが、参加者数は増加しています。また、達成者が2,682人（昨年2,531人）、達成率96.6%（昨年96.1%）と前年より0.5ポイント上がりました。

セーフティードライブ・チャレンジは会社の取り組みとして毎年続けてご参加いただくことで効果がでます。是非ドライバーの継続的な参加をお願いいたします。

<酒気帯び運転>

令和5年は「酒気帯び運転等」が1件あり、未だに酒気を帯びた状態で運転をしたドライバーがいたことは、大変残念です。沖縄県警によりますと、過去10年の沖縄県の飲酒運転検挙数は、平成30年をピークに令和元年以降減少傾向にありましたが、令和5年は1,154件と令和4年の1,025件から129件の増加に転じているとのことです。令和5年中に飲酒運転で検挙された者のうち938人の実態調査から出勤時間帯の午前6時から9時が32.3%、次いで午前3時から午前6時が18.4%となっています。

事業所では毎日の点呼で目視及びアルコールチェッカーを使用し飲酒状況を厳格にチェックし、また代表者・管理者より「飲酒運転」を撲滅するためのドライバー教育を行っているところだと思われていますが、未だ飲酒運転での検挙者がいることも事実です。

対岸の火だとは思わず、自社の点呼や教育を改めて徹底し、プライベートについてもドライバー及びその家族も含め絶対に「飲酒運転を許さない」という環境を構築していきましょう。

飲酒運転は

- 経済面の代償** 懲役または罰金、免許取消や免許長期停止、被害者への補償
 - 生活面の代償** 失業の可能性、同僚や家族・友人との信頼関係崩壊、逮捕されることでの実名公表及びそれによる社会的制裁
 - 時間面の代償** 免許欠格期間により長期間運転できない、取消処分講習、自動車教習所へ再入校
- という3つの代償をはらい、「飲酒運転」は人生そのものを狂わせます。**

<交通事故・違反>

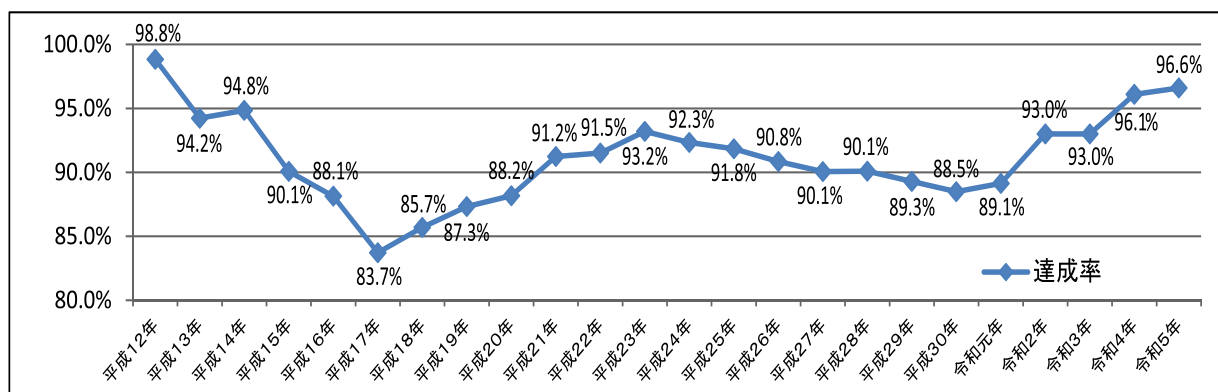
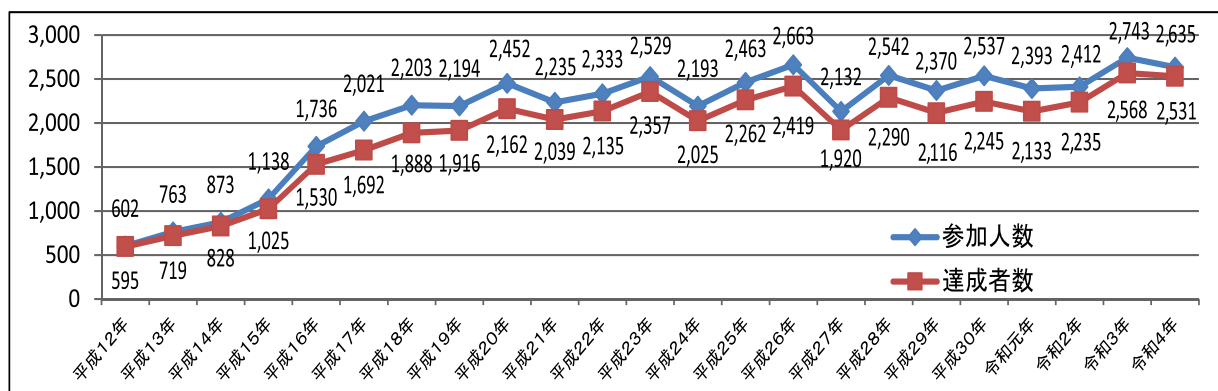
交通事故については、「重傷」0件、「軽傷」1件、「物損」2件と事故件数は昨年と比較すると9件減少しています。

違反件数については、最も多いのが「指定場所一時不停止等」17件、「シートベルト着用義務」15件、「信号無視」8件となります。こちらも昨年と比較しますと違反件数は12件減少しておりますが、プロのドライバーがこのような違反を行うことはあってはなりません。また、いずれの違反も自身の心がけですぐに無くすことができます。日々の小さいヒヤリハットが大きな事故につながります。

プライベートの運転も含め余裕をもってまわりに優しい運転を心がけてください。

	3年間における交通事故・交通違反の状況		
	令和5年	令和4年	令和3年
交通事故（重傷）	0	0	1
交通事故（軽傷）	1	10	5
交通事故（物損）	2	2	2
酒気帯び運転等	1	0	3
速度超過（30km以上）	0	0	0
速度超過（30km未満）	3	1	1
信号無視	8	13	24
通行禁止違反	7	5	5
追越通行	7	3	6
指定場所一時不停止等	17	31	40
歩行者妨害	1	2	1
駐車違反	1	1	7
積載物重量制限超過	0	1	2
シートベルト着用義務違反	15	8	17
携帯電話使用等違反	6	8	14
幼児用補助装置使用義務違反	1	1	1
※その他	22	18	34
合 計	92	104	163

※「交差点右左折方法違反」、「割り込み」、「乗車積載方法違反」、「進路変更禁止違反」等



貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

「2024年度 安全運転講習会及び法改正等説明会」の開催について(ご案内)

拝啓 時下ますますご精栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事故防止を目的として開催しております標記講習会を下記の日程のとおり開催いたします。本講習会は前半に各地域管轄の警察署交通課から担当講師をお招きしての安全講話、後半は貨物運送事業者に係る近年の法改正を説明する講習内容となっております。業務ご多忙の折とは存じますが、代表者、教育指導者、管理者及び運転者の方々にご参加いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開 催 日 程 : 別紙参照
2. 開 催 地 域 : 別紙参照
3. 講 習 内 容 : ○各地域管轄の警察署担当官による安全講話
○当協会の適正化事業課の指導員による法改正等の説明
4. 申 込 方 法 : 地区ごとに会場・日程等が異なりますので、ご希望の地区を選択し、別添申込書に会社名・参加人数等必要事項を記入し当協会までFAX等にてお申込ください。
※各会場の定員に達し次第、締め切りますのでご了承ください。
5. 問 合 わ せ 先 : (公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課
〒900-0001 那覇市港町2-5-23 2階
TEL: 098-863-0280/FAX: 098-863-3591

2024年度 安全運転講習会及び法改正等説明会 申込書

FAX : 098-863-3591

会 社 名

電 話 番 号

申込担当者名

※希望の地区の欄に参加申込人数をご記入下さい。

地区	開催日	開催場所	開催時間	申込人数
南部	5月23日(木)	シャボン玉石けんくる糸満 多目的室 糸満市潮崎町1-1-2	18:00~19:15	
中部	6月6日(木)	沖縄市産業交流センター(1F) 沖縄市泡瀬1-11-25	18:00~19:15	
北部	6月7日(金)	大西区公民館 名護市大西3-8-12	18:00~19:15	
那覇①	6月11日(火)	九州沖縄トラック研修会館(5F) 那覇市港町2-5-23	18:00~19:15	
八重山	6月13日(木)	八重山トラック事業協同組合 石垣市真栄里865-11	17:00~18:15	
宮古	6月20日(木)	宮古地区トラック事業協同組合(2F) 宮古島市平良字久貝1205-1	16:00~17:15	
那覇②	6月26日(水)	九州沖縄トラック研修会館(5F) 那覇市港町2-5-23	14:00~15:15	
那覇③	6月27日(木)	九州沖縄トラック研修会館(5F) 那覇市港町2-5-23	18:00~19:15	
久米島	6月27日(木)	具志川農村環境改善センター(大ホール) 久米島町仲泊730	17:00~18:15	

※希望講習日の7日前までにお申込みください。各会場定員に達し次第、締め切り致します。
各地区の駐車スペースには限りがございます。極力お車での参加はお控え頂きますようお願い致します。

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部
登録番号：T4-0104-0500-1852
支部長 新城 英一
(公印省略)

テールゲートリフター特別教育に係る「インストラクター養成講座」の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部事業運営に格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年3月28日に、改正労働安全衛生規則が公布され、令和6年2月1日より、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務が特別教育の対象として義務化されました。

これを受け、当支部では自社内で教育をすることが困難な事業場のために、自社内で特別教育を行うための講師を対象とした養成講座を実施いたしますので、関係事業場におかれましては是非受講していただきますようご案内申し上げます。

敬具

記

- 1、実施日 令和6年6月20日（木）10：00～16：30
- 2、場 所 九州沖縄トラック研修会館（5F 研修室）（那覇市港町2丁目5番23号）
- 3、定 員 70名 ※先着順
- 4、修了証 本講座修了者に修了証を交付します。
- 5、資 料 ・テールゲートリフター作業者必携
・インストラクター学科教育用資料
・インストラクター指導要領・参考資料
・テールゲートリフターハンドブック
・受講者特典（学科教育用パワーポイント教材及び実技のポイント動画のURL）
- 6、受講料 会 員 35,200 円（税込）（内消費税10% 3,200 円）
非会員 45,100 円（税込）（内消費税10% 4,100 円）
受講料の支払いは「受付完了」のFAX到着後、6月13日（木）迄に以下の口座にお振込みください。
振込が確認できない場合はキャンセル扱いとします。
○沖縄銀行 曙町支店 普通預金 口座番号 1149470
陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部
支部長 新城 英一（シンジョウ ヒデカズ）
※振込手数料はご負担願います。
※振込後の返金は原則いたしません。
- 7、受講申込
・申込書に必要事項を記入し、6月10日（月）迄に当支部窓口又はFAXにてご提出下さい。
・受講受付後「受付完了」のFAXを返信いたします。
・自社で指導される方を対象とした講座です。
・講座内容は学科のみです。実技は実施しません。
※会場の都合等により変更又は中止する場合がありますので、予めご了承ください。
- 8、問合せ先
陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部 TEL：098-863-0280 FAX：098-863-3591

陸災防沖縄県支部 御中
(FAX: 098-863-3591)

テールゲートリフター特別教育に係るインストラクター養成講座 申込書

自社で指導される人対象(インストラクター)

申込日	令和 年 月 日			※いずれかを○で囲んで下さい。	
受講日	令和 6 年 6 月 20 日 (木)			会員 区分	会員 ・ 非会員
フリガナ				☐ 昭和 ☐ 平成 ※ ☐ に✓印 年 月 日	
受講者氏名	生年月日				
現住所	〒 - (郵便番号は必ず記入) Tel () -				
勤務先等	所在地	〒 - (郵便番号は必ず記入)			
	会社名	事業場名:			
		代表者名:			
	担当者	部 署:		氏 名:	
	連絡先Tel		連絡先FAX		

○教育実施機関 陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部 (Tel: 098-863-0280)

〒900-0001 那覇市港町2丁目5番23号 九州沖縄トラック研修会館2階

【受講料振込先】 沖縄銀行 曙町支店 普通預金 口座番号 1149470

【口座名義】 陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部 支部長 ^{シンジョウ ヒデカズ} 新城 英一

【受講料】 会員: 35,200円、非会員: 45,100円 ※消費税含、振込手数料のご負担をお願いします。
※受講料は「受付完了」のFAX到着後、6月13日(木)迄に銀行振込)でお願いします。

【注意事項】 申込書は、当支部窓口での提出又はFAXで受け付けます。郵送の必要はありません。
※申込書は講習に使用するもので、他の目的に使用することはありません。
※お申込みは当支部会員を優先して受け付けます。

【事務局使用欄】

受講番号	区分	備考
	会員 ・ 非会員	

会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

新たな標準的な運賃が告示されました(※重要) ～ 運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を新たに加算～

平素は、当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省よりトラック運送業の「標準的な運賃」について、令和2年4月に告示されたものから運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した新たな運賃が告示されましたのでお知らせいたします。

トラック運送業については、「2024年問題」も踏まえ、ドライバーの賃上げの原資となる適正運賃を収受できる環境の整備が急務です。

こうした中、昨年6月にとりまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」において、トラックの標準的な運賃について、荷主等への周知・徹底を強化するとともに、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も含めて、荷主等に適正に転嫁できるよう、所要の見直しを図ることとされました。

手続きについて

令和6年告示の「標準的な運賃」を適用させたい場合、令和2年4月24日告示の「標準的な運賃」にて届出済の運送事業者については、今回の届出は不要となりますが、初めて標準的な運賃を届出する場合、または令和2年4月24日告示の標準的な運賃を引き続き適用したい運送事業者については、陸運事務所に届出が必要となります。

詳細については、全ト協ホームページよりご覧ください。

https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/hyoujun_unchin.html

(問い合わせ先) 内閣府沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課

TEL 098-866-1836

公益社団法人沖縄県トラック協会 適正化事業課

TEL 098-863-0280

I 距離制運賃表

沖縄総合事務局

(単位：円)

車種別 キロ程	小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
5km	11,600	13,430	17,670	22,870
10km	12,410	14,380	19,020	24,720
20km	14,050	16,300	21,720	28,430
30km	15,680	18,210	24,430	32,140
40km	17,320	20,130	27,140	35,840
50km	18,960	22,040	29,840	39,550
60km	20,600	23,960	32,550	43,260
70km	22,240	25,870	35,250	46,970
80km	23,870	27,790	37,960	50,680
90km	25,510	29,710	40,670	54,390
100km	27,150	31,620	43,370	58,100
110km	28,770	33,490	45,970	61,650
120km	30,380	35,360	48,570	65,200
130km	32,000	37,230	51,170	68,750
140km	33,610	39,090	53,770	72,300
150km	35,230	40,960	56,370	75,850
160km	36,840	42,830	58,970	79,400
170km	38,460	44,700	61,570	82,950
180km	40,070	46,570	64,170	86,500
190km	41,690	48,430	66,770	90,050
200km	43,300	50,300	69,370	93,600
200kmを超えて 10kmを増すごと に加算する金額	1,600	1,850	2,560	3,480

II 時間制運賃表

(単位：円)

種 別			車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
			局 別				
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890
			東北	33,160	39,880	52,610	68,440
			関東	39,380	46,640	60,090	76,840
			北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020
			中部	36,390	43,230	56,440	73,120
			近畿	37,640	43,920	57,690	73,970
			中国	34,740	41,760	55,200	70,430
			四国	33,140	40,640	53,870	69,470
			九州	33,770	40,740	53,860	69,700
			沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330
			東北	19,900	23,930	31,570	41,060
			関東	23,630	27,980	36,050	46,100
			北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010
			中部	21,830	25,940	33,860	43,870
			近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
			中国	20,840	25,060	33,120	42,260
			四国	19,880	24,380	32,320	41,680
			九州	20,260	24,440	32,320	41,820
			沖縄	18,790	22,530	30,250	39,830
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		北海道	350	410	630	930
			東北	340	410	630	920
			関東	350	410	630	930
			北陸信越	340	410	630	920
			中部	340	410	630	920
			近畿	340	410	630	920
			中国	340	410	630	920
			四国	340	410	630	920
			九州	340	400	630	920
			沖縄	340	410	630	920
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であつて、午前から午後にあたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)		北海道	2,790	2,930	3,150	3,700
			東北	2,780	2,910	3,130	3,680
			関東	3,710	3,890	4,180	4,920
			北陸信越	2,990	3,140	3,380	3,970
			中部	3,310	3,480	3,740	4,400
			近畿	3,430	3,600	3,870	4,550
			中国	3,060	3,210	3,450	4,060
			四国	2,890	3,030	3,260	3,830
			九州	2,940	3,090	3,320	3,900
			沖縄	2,550	2,680	2,880	3,380

Ⅲ 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

$$(\text{車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金}) \div \{(\text{最大積載個数又は重量}) \times \text{基準積載率}(\text{〇〇}\%)\}$$

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

Ⅳ 運賃割増率

【速達割増等】

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅷに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。

- (1) 通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合 〇割
- (2) 有料道路の利用が認められない場合
有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について〇割以上

※〇は、各運送事業者において設定するものとする。

※(1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、〇割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
セメントバルク車	大型車又はトレーラー車の2割
ダンプ車	大型車の2割
コンクリートミキサー車	大型車の2割
タンク車 石油製品輸送車	大型車又はトレーラー車の3割
化成品輸送車	大型車又はトレーラー車の4割
高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラー車の5割以上

※高圧ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから5割以上とした。

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離に限る	2割
-------------------------	----

V 待機時間料

時間 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,680 円	1,760 円	1,890 円	2,220 円
VIに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	2,010 円	2,110 円	2,270 円	2,670 円

VI 積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

時間/内容 \ 車種別		小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,080 円	2,180 円	2,340 円	2,750 円
	手積みの場合	2,000 円	2,100 円	2,260 円	2,650 円
Vに定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,490 円	2,610 円	2,810 円	3,300 円
	手積みの場合	2,400 円	2,520 円	2,710 円	3,180 円

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

VII 利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に収受

VIII 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

IX その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

X 燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基準価格:120.00円/L (※)

改定の刻み幅:5.00円/L

改定条件:改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件:軽油価格が120.00円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式:(距離制運賃)

走行距離(km)÷車両燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)

(時間制運賃)

平均走行距離(km)÷車両燃費(km/L)×算出上の燃料価格上昇額(円/L)

(個建運賃)

1個又は1重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を120.00円/Lとして算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も120.00円/Lとして設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ 算出上の燃料価格 上昇額
基準価格	120.00 円	—
～ 120.00 円/L	廃止	
120.00 超 ～ 125.00 円/L	122.50 円/L	2.50 円/L
125.00 超 ～ 130.00 円/L	127.50 円/L	7.50 円/L
130.00 超 ～ 135.00 円/L	132.50 円/L	12.50 円/L
135.00 超 ～ 140.00 円/L	137.50 円/L	17.50 円/L
140.00 超 ～ 145.00 円/L	142.50 円/L	22.50 円/L
145.00 超 ～ 150.00 円/L	147.50 円/L	27.50 円/L
150.00 超 ～ 155.00 円/L	152.50 円/L	32.50 円/L
155.00 超 ～ 160.00 円/L	157.50 円/L	37.50 円/L
160.00 超 ～ 165.00 円/L	162.50 円/L	42.50 円/L
165.00 超 ～ 170.00 円/L	167.50 円/L	47.50 円/L
170.00 超 ～ 175.00 円/L	172.50 円/L	52.50 円/L
175.00 超 ～ 180.00 円/L	177.50 円/L	57.50 円/L
180.00 超 ～ 185.00 円/L	182.50 円/L	62.50 円/L
185.00 超 ～ 190.00 円/L	187.50 円/L	67.50 円/L
190.00 超 ～ 195.00 円/L	192.50 円/L	72.50 円/L
195.00 超 ～ 200.00 円/L	197.50 円/L	77.50 円/L
200.00 超 ～ 205.00 円/L	202.50 円/L	82.50 円/L

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

※算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格－基準価格)とした。

※軽油価格が、205.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円/Lの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車（2 t クラス）	〇〇km/L
中型車（4 t クラス）	〇〇km/L
大型車（10 t クラス）	〇〇km/L
トレーラー（20 t クラス）	〇〇km/L

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件(平均走行距離)は以下のとおりとする。

車種	8 時間制	4 時間制
小型車（2 t クラス）	100km	50km
中型車（4 t クラス）	130km	60km
大型車（10 t クラス）	130km	60km
トレーラー（20 t クラス）	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

XI その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

標準貨物自動車運送約款等が改正されました(※重要)

平素は、当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省より物流の持続的な成長を確保するため、現行の商慣行を前提とすることなく、これを是正し、トラック運送事業者が健全な事業運営のために必要な運賃を収受できる環境整備等を図る観点から、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」の提言（令和5年12月15日公表）を踏まえ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条第3項等に基づき国土交通大臣が公示している以下の標準運送約款について、標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第210号）により改正されました。

なお、改正された標準運送約款は、令和6年6月1日より施行されます。

また、新しい標準貨物自動車運送約款（掲示用A2判）については、トラック情報5月号に同封し、会員事業者の皆様にお送りする予定としております。

手続きについて

平成31年改正の「標準運送約款」で認可を受けた運送事業者、または独自約款で認可を受けている事業者が令和6年告示の「標準運送約款」を適用する場合は手続きが不要となります。

※ 令和6年告示の「標準運送約款」を適用しない事業者で引き続き平成31年改正の標準運送約款を適用したい事業者、または独自約款を適用し、約款や運賃に「利用運送手数料」の記載が有る場合は手続きの必要があります。

詳細については、全ト協ホームページよりご覧ください。

https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/hyoujun_yakkan.html

(問い合わせ先) 内閣府沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課

TEL 098-866-1836

公益社団法人沖縄県トラック協会 適正化事業課

TEL 098-863-0280

【陸災防会員事業場向けサービス】

中小規模事業場

個別サポート事業

費用は
無料です！

ご利用ください！

こんなお悩みはありませんか？

物損事故、労災
事故が発生した

職員の安全
マインドを高めたい

安全管理体制を
整備したい

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が事業場にお伺いし、作業現場や作業の問題点を明らかにして、事故防止に向けたアドバイスを行います。また、フォローアップとして、社員教育を行うことも可能です。



費用

無料（厚生労働省補助事業のため）

対象

陸災防会員事業場（労働者数概ね100人未満）

内容

現場診断（2時間程度）
安全衛生管理に関するアドバイス
フォローアップ教育の実施 等

実施者

陸災防安全管理士等

お問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

技術管理部 技術課

TEL

03-3455-3857

URL

<http://www.rikusai.or.jp/>



陸運事業場安全衛生水準向上支援 中小事業場個別サポート事業の流れ

この事業は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）が会員事業場に安全衛生に詳しい専門家を派遣して、次の(1)及び(2)の安全衛生水準向上のためのサポートを行うものです。

実施事項

(1) 現場サポート

① 現場確認及び助言

専門家が事業場を訪問し、事業場が事前に実施した「職場の安全衛生自主点検表」のチェックを基に現場の確認を行い、事業場の安全衛生管理状況に関する現状把握及び安全衛生管理に関する助言を行います。（所要時間は2～3時間程度です。）



② 現場確認結果報告

事業場が自主的な安全衛生活動の推進を継続できるよう、現場確認の結果を踏まえたその後の取組についての助言等を記載した「現場確認結果報告書」をお届けします。

(2) フォローアップ

- ① 事業場の希望に応じ、事業者、管理監督者又は従業員に対する安全衛生研修を実施します。（1回のみ）
- ② 概ね2～3か月後、「現場確認結果報告書」に基づく事業場の安全衛生管理活動の取組状況等をFAXにてご報告いただきます。



確認事項

- (1) 本事業は、事業場が自主的に安全衛生活動の推進を継続できるよう、その手法等についてアドバイスを行うものです。専門家が、事業場の安全衛生活動の推進を直接担うものではありません。
- (2) 現場確認は、専門家が助言に必要な情報を得るために、事業場の安全衛生管理の状況を確認させていただくものです。
- (3) 本事業は、陸災防が厚生労働省の補助事業を活用して無料で実施するものです。
事業場の現場確認により得られた個別情報については、行政機関を含め第三者には一切公開いたしません。

沖ト協発第10号
令和6年4月26日

会 員 各 位

(公社) 沖縄県トラック協会
会 長 新城 英一

「トラック運送業界の美化・環境月間」の実施と取り組みのお願い

2050年のカーボンニュートラルを目指し、トラック運送業界が2030年に「こうありたい」という姿をまとめた「トラック運送業界の環境ビジョン2030」における「サブ目標3」において、全日本トラック協会と全都道府県トラック協会共通で5月に「美化月間」、6月に「環境月間」を設定しました。

当協会としましては、運送業にとって大切な職場でもある道路へのゴミのポイ捨て禁止を呼びかける啓発活動の一環としてステッカーを作成しすべての会員へ配布することとしました。

会員の皆様におかれましても、本趣旨にご理解をいただき、下記について出来ることからお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

※「ゴミは持ち帰ろう！」ステッカー（A4シート1枚（ステッカー10枚））をトラック情報5月号に同封しています。追加して必要な場合は、お受け取りになりたい各支部にお問い合わせのうえ窓口にてお受け取りください。

以上

5月《美化月間》

ゴミ削減、清掃、落書き消しなど環境美化につながる活動が対象

6月《環境月間》

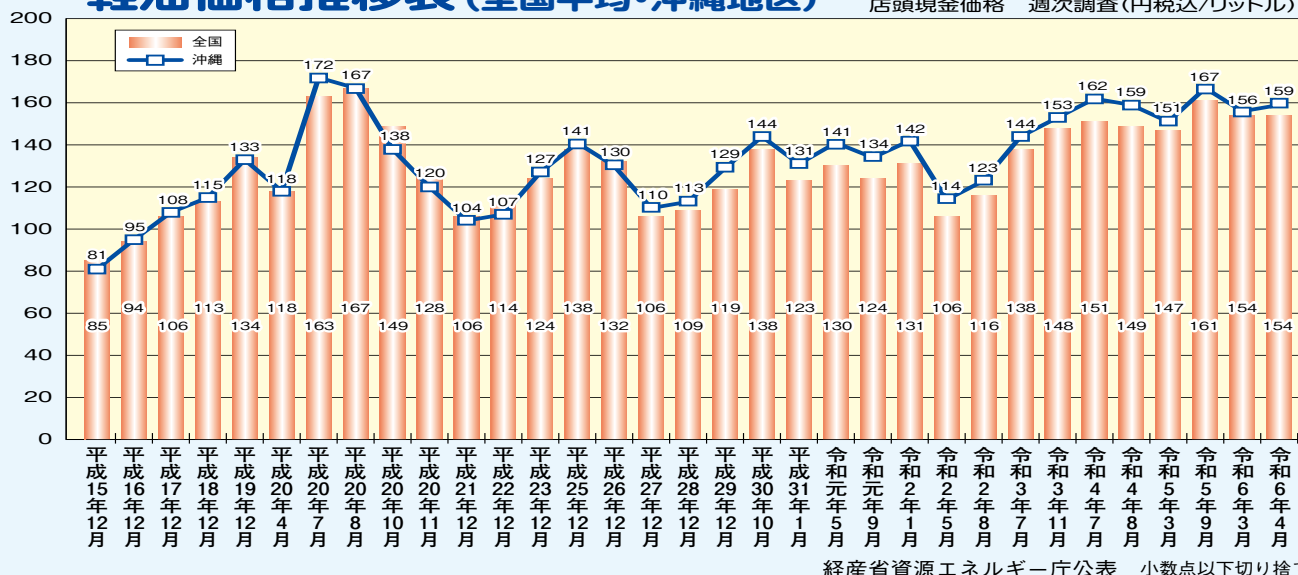
緑化、省エネ、ゴミ削減、SDGs など環境保全に係ることすべてが対象

【本件お問い合わせ先】

公益社団法人沖縄県トラック協会 業務課 Tel：098-863-0280

軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)

2024年4月8日 現在
店頭現金価格 週次調査(円税込/リットル)



協会誌

2024年 5月行事予定

- 3(金) 憲法記念日
- 4(土) みどりの日
- 5(日) こどもの日
- 6(月) 振替休日
- 7(火) 沖縄県道路3団体定時総会(自治会館2F) 14:00~15:30
- 9(木) 陸災防:全国支部事務局長・事務担当者会議(アジュール竹芝13F) 13:30~17:00
- 15(水) 沖縄県道路利用者会議要望活動(東京:要望活動) 13:30~
- 22(水) 全ト協:第80回広報委員会(アルカディア市ヶ谷) 12:00~14:00
- 23(木) 安全運転講習会及び法改正等説明会(シャボン玉石けんくくる糸満) 18:00~19:15
- 29(水) 第48回定時総会(ロワジュールホテル那覇 3F天妃の間) 14:00~
- 31(金) 陸災防総代会(アジュール竹芝)

2024年 6月行事予定

- 3(月) 集団健康診断(沖ト協)~8日(土)

- 6(木) 安全運転講習会(沖縄市産業交流センター) 18:00~19:15 / 全ト協第205回理事会・政治連盟・評議委員会(全ト協)
- 7(金) 安全運転講習会(大西公民館) 18:00~19:15
- 11(火) 安全運転講習会(沖ト協5F研修室) 18:00~19:15 / 沖縄県交通遺児育成会定時評議員会(沖縄産業支援センター) 予定
- 12(水) ドラコン学科(沖ト協各支部) 18:00~
- 13(木) 安全運転講習会(八重山トラック事業協同組合) 17:00~18:15
- 19(水) 九ト協:専務理事業務連絡会議及び理事会並びに通常総会(ロワジュールホテル那覇) 15:00~
- 20(木) テールゲートリフター特別教育のインストラクター養成講座(沖ト協5F) 10:00~16:30 / 安全運転講習会(宮古地区トラック事業協同組合) 16:00~17:15
- 21(金) 沖縄労働局・労働災害防止団体等連絡協議会(4F第2研修室) 13:30~15:00 / 荷主等との荷役災害防止のための協議会(4F第2研修室) 15:10~16:00
- 26(水) 安全運転講習会(沖ト協5F研修室) 18:00~19:15
- 27(木) 安全運転講習会(沖ト協5F研修室) 18:00~19:15 / 安全運転講習会(貝志川村農村環境改善センター) 17:00~18:15 / 全ト協第101回通常総会・理事会(第一ホテル東京)

会員 だより	◆ 入 会				
	事業所名/代表者名	電 話	F A X	〒	所 在 地
	コックス琉球(株)	098-943-0035	098-943-0036	901-2104	浦添市当山2-14-12
	琉海口ジスティクス(株)	098-917-2254	098-917-1681	901-0203	豊見城市字長堂403-2
	辰産業(名)	098-988-7000	098-988-7000	904-2241	うるま市兼箇段132-1

沖縄県貨物自動車適正化事業評議委員会を開催しました

沖縄県貨物自動車運送適正化事業実施機関は、3月26日(火)九州沖縄トラック研修会館にて、学識経験者、マスコミ関係者、一般消費者、荷主関係者、労働組合関係者、運送事業者関係者を委員とする沖縄県貨物自動車運送適正化事業評議委員会を開催しました。開催挨拶で、新城実施本部長より改善基準告示の改正について、適正化実施機関の巡回指導の強化について述べられました。また、沖縄総合事務局より運輸部久高監査指導課長、伊波陸運事務所長にご出席いただきました。議事について事務局より今年度の適正化事業について報告を行い、委員からは沖縄県の巡回指導の結果の内容や、ドライバーへの安全対策についてご意見をいただきました。委員の皆様より頂きましたご意見を尊重し、今後も貨物運送事業者への適正な指導を徹底してまいります。



新城実施本部長



照屋委員長



トラック運送業界

美化月間

5月

ゴミは持ち帰ろう!

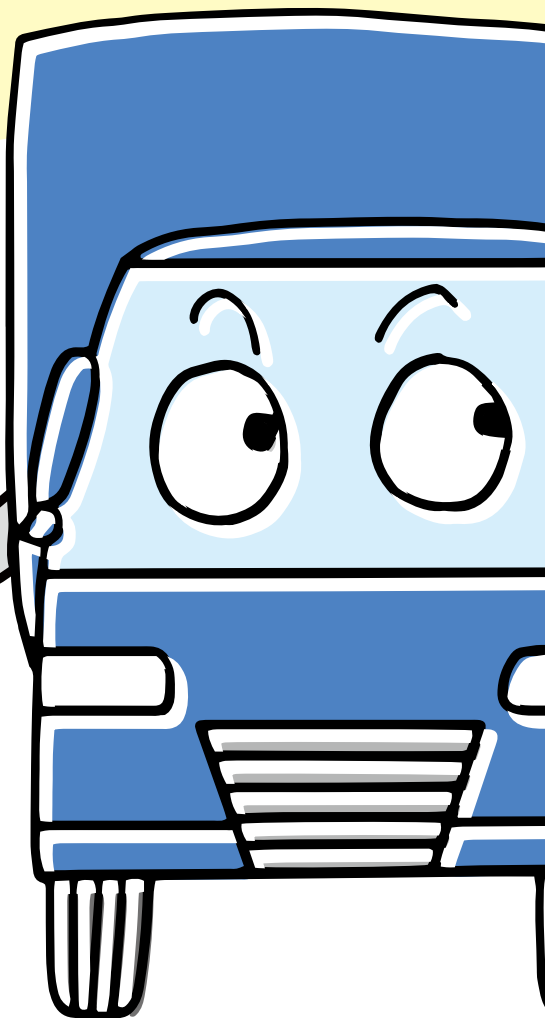
キャンペーン

全日本トラック協会と都道府県トラック協会では、5月を「トラック運送業界の美化月間」とし、ゴミの不法投棄（ポイ捨て）対策として「ゴミは持ち帰ろう！」キャンペーンを実施します。

終業点呼時にひと声!

車内のゴミは
持ち帰りましたか?

(公社)全日本トラック協会
「ゴミのポイ捨て対策」
ウェブサイト



各事業所においては、終業点呼の際にドライバーにひと声かけて車内ゴミの不法投棄（ポイ捨て）防止に取り組みましょう。

(公社) 全日本トラック協会／都道府県トラック協会